

R3. 10. 14 議会運営委員会

明神委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、意見書案の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 議案の追加提出について

明神委員長 初めに、議案の追加提出についてである。
総務部長、説明を願う。

(徳重総務部長、説明)

- ・第17号 高知県公害審査会の委員の任命についての同意議案

明神委員長 何か質問はないか。

(なし)

2. 意見書案の協議結果について

明神委員長 次に、意見書案の協議結果についてである。
1ページの資料1、意見書案協議結果一覧表を御覧いただきたい。
意見書案は、3番及び6番が原案のとおり、また1番、2番、7番及び8番が文言修正の上で、以上6件がいずれも全会一致で意見書議案として提出される。
また、意見の一致に至らなかった意見書案のうち、4番が会派から意見書議案として提出される。

3. 議事手続きについて

(1) 委員会に付託してあった議案

明神委員長 次に、議事手続についてである。
まず、2ページの資料2、委員会に付託してあった知事提出議案18件についての委員会審査結果一覧表を御覧いただきたい。
採決は、この一覧表に記載の順序により行いたいので、御了承願う。

(了承)

ア 委員長報告に対する質疑

明神委員長 次に、委員長報告に対する質疑についてであるが、慣例のとおり省略することで、いかがか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。

イ 討論

明神委員長 次に、討論についても省略し、採決することで御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。

(2) 追加提出議案

ア 提出者の説明

明神委員長 次に、追加提出議案についてである。
先ほど総務部長から説明のあった追加提出議案 1 件については、本日の会議において、議案を採決の後、日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。

イ 質疑・委員会付託・討論

明神委員長 この人事議案については、慣例のとおり、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。
なお、採決については、10名を一括して採決することで御了承願う。

(了 承)

(3) 意見書議案

明神委員長 次に、3ページの資料3、意見書議案についてである。
3ページの議発第2号「災害対策充実強化についての意見書」議案から15ページの議発第7号「建設残土の適正処理を進め盛土を規制するため実効ある法整備を求める意見書」議案までの計6件については、全会一致で提出されるものであるので、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに一括採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。
次に、18ページの議発第8号「コロナ危機から脱却する経済対策を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。

米田委員 日本共産党は、討論を行う。

明神委員長 討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略することで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。
以上、ここまでの議事手続についてである。
ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

明神委員長 それでは、事務局に説明させる。

(吉岡議事課長、説明)

明神委員長 この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。

4. 12月定例会の開催時期について

明神委員長 次に、21ページの資料4、12月定例会の開催時期についてである。
事務執行上のめどとして、正副委員長案をお示ししてある。
12月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なお、その決定は、従来どおり招集告示後に開催する議運でお諮りするということで、いかがか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。

5. 継続審査調査の申し出について

明神委員長 次に、22ページの資料5、継続審査調査の申し出についてである。
閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ること、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。

6. 虚礼廃止の広報について

明神委員長 次に、23ページの資料6、虚礼廃止の広報についてである。
公職選挙法により、当該選挙区内への年賀状等の挨拶状は制限されている。
これについて、明年も今年と同様に県民に周知するため、23ページの文案により、県政だより「さんSUN高知」に掲載依頼を行いたいの、御了承願う。
また、12月に発行される予定の「こうち県議会だより」にも、年末年始の御挨拶として掲載することも、併せて御了承願う。

(了 承)

7. 議員控室へのファクスの設置について

明神委員長 次に、議員控室へのファクスの設置についてである。
この件については、9月29日午前の議運で公明党から提起があり、各会派に持ち

R3. 10. 14 議会運営委員会

帰って検討の上、閉会日の議運で御協議いただくこととしていた。
それでは、各会派の御意見を順次、御発言願う。

梶原委員

当初の黒岩副委員長からの提案は2名以上の交渉会派にということであり、交渉会派として議会運営に参画いただいている会派の通信環境をしっかりと整備するというには賛成だ。あわせて、現在の状況を考えると、ちょうど1人会派もおいでのなるし、県民より選ばれた県議会議員としての職務を果たすために、執行部との連絡調整や協議、また外部との連絡も含めて、電話と併せてファクスも必要最低限の設備ということで、そこは事務局のほうでしっかりと整備をしていただいて、その後さらにインターネット環境の充実強化等の希望があれば、現況においてはそれぞれ御自身でやればよいと思う。1人会派、2人会派と人数を限らず、希望する会派の控室には電話とファクスは事務局のほうで整備をするということでもいいのではないかと、自由民主党としてはそういう意見でまとまっている。

坂本委員

県民の会も同様で、1人会派であっても配備すべきではないだろうかということである。

米田委員

日本共産党も同意見で、やっぱり最低限共通する社会的基盤は平等に保障するというのでやっていただきたいと思う。

大石委員

一燈立志の会も同意見である。

明神委員長

公明党から、改めて御意見があればどうぞ。

黒岩副委員長

1人会派でもということ御意見をいただいたので、これは非常に公平な立場で考えていただけたということで、ありがとうございます。これ以上のことはないので、後はよろしく願います。

明神委員長

それでは、議員控室へのファクスの設置については、基本的に1人会派を含む全ての会派を対象とし、希望する会派の控室に公費で設置するというので、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

なお、ファクスの使用料については各会派で負担することになっているので、御了承願う。

(了 承)

8. その他

(1) 防災訓練

明神委員長

最後に、その他についてである。

まず、24ページの資料7、防災訓練についてである。

このことについて、事務局から説明がある。

R3. 10. 14 議会運営委員会

濱口総務課長

防災訓練の実施について御報告させていただく。

議会では、南海トラフ地震発生時に議会として速やかな対応を図るため、議会活動指針を策定している。指針では、改選の年度を目途として、任期内に1度の訓練を行うものとするとしてされており、令和2年2月に防災訓練を実施した。その際、議員の皆様から訓練の実施を増やすべきといった御意見をいただいたことから、昨年6月の議運で、事務局から令和3年度にも訓練を実施することを提案し、了承いただいていた。

今年度は、9月の実施に向け準備を進めていたが、新型コロナウイルスの感染状況から実施を見合わせていた。今般の感染状況を踏まえ、12月定例会において防災訓練を実施してはどうかと考えている。

24ページの資料7を御覧いただきたい。

防災訓練実施要領案の2の実施日時については、12月議会の閉会予定日23日の午後1時10分からとしている。

参加者は、議員の皆様全員と事務局職員、訓練実施場所は、本会議場等を予定している。訓練内容については、参加者が議場で着席後、事務局から、情報伝達の方法について説明をした後に訓練の概要説明を行う。

本会議中に県内で震度6強の地震が発生したという想定で、身を守る行動、津波に備えたより高い場所への避難、本会議の議事手続等に関する訓練を実施する。

今回は、建物内にとどまるのが危険がないと想定し、3階第3委員会室へ避難したが、震災時、火災の発生や避難通路の確保ができない場合も考えられるので、今回、天候にも左右されるが、屋外の玄関前に参集するといったことも検討している。所要時間は、全体で1時間程度を予定している。

また、新型コロナウイルスの感染状況によっては、延期等も想定されるが、よろしく願います。

説明は以上である。

明神委員長

何か質問、御意見はないか。

坂本委員

今言われた訓練内容の中で、訓練が近づくまでに意見があったら反映させていただきたいと思う。例えば、屋外に参集することも想定しているというふうに言われたが、屋外に参集してその後どうするのかということまで想定しないと、ただ単に屋外に参集してもいけないのではないかと思う。そんなことも含めてぜひ御検討いただきたいと思う。

明神委員長

ほかに、何かないか。

(なし)

明神委員長

それでは、事務局報告のとおりで、御了承願う。

(2) その他

明神委員長

ほかに、その他で何かないか。

(徳重総務部長、挙手)

R3. 10. 14 議会運営委員会

明神委員長 総務部長、どうぞ。

徳重総務部長 本日、人事委員会から議長及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告、いわゆる人事委員会勧告が予定されている。ただいまの時間、ちょうど9時から知事に報告がされているところである。勧告の内容によっては、職員の給与に関する条例等について11月中に臨時議会を開催し、御審議いただく場合がある。開催が必要となった場合の日程については、今後御相談させていただきたいと考えているのでよろしく願います。

明神委員長 ただいま総務部長から説明があったが、何か質問はないか。

(な し)

明神委員長 それでは、臨時会の開催が必要となった場合には、臨時会の日程等について協議が必要となるので、御留意願う。
ほかに、何かないか。

(な し)

明神委員長 それでは、協議事項は以上である。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめどとする。
以上で、議会運営委員会を終わる。